

福岡女子商業高等学校学則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条-第 3 条)
- 第 2 章 学年、学期及び休業日(第 4 条・第 5 条)
- 第 3 章 教科課程及び授業時数(第 6 条・第 7 条)
- 第 4 章 課程の終了(第 8 条)
- 第 5 章 職員組織(第 9 条)
- 第 6 章 入学、退学、転学及び休学(第 10 条-第 17 条)
- 第 7 章 授業料等の納期等(第 18 条)
- 第 8 章 賞罰(第 19 条・第 20 条)
- 第 9 章 補則(第 21 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 福岡女子商業高等学校(以下「高等学校」という。)は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)、その他の教育に関する法令に則り、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(学科及び募集定員)

第 2 条 高等学校の名称、課程、学科、募集定員及び修業年限は、別表のとおりとする。

(位置)

第 3 条 高等学校は、福岡県筑紫郡那珂川町片縄北 1 丁目 4 番 1 号に置く。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学年、学期)

第 4 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

2 学年を分けて次の 3 学期とする。

第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで

第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 5 条 学校の休業日は、学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 61 条第 1 項に規定する休業日のほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学年始休業日 4 月 1 日から 4 月 5 日まで
- (2) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
- (3) 冬季休業日 12 月 25 日から 1 月 7 日まで
- (4) 学年末休業日 3 月 21 日から 3 月 31 日まで
- (5) その他の休業日 校長が学校運営上又は教育上必要と認める日で年間を通じ 10 日以内

2 前項第 2 号に規定する期間中、1 日以上は指導のため生徒を登校させなければならない。

3 特別の事情があるときは、第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に規定する休業日の期間を変更することができる。

4 第 1 項第 5 号に規定する休業日については、校長はあらかじめその理由、期日及び期間を示さなければならない。

5 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、休業日に授業を行うことができる。

6 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。

第 3 章 教科課程及び授業時数

(教科課程)

第 6 条 教科課程は、別表のとおりとする。

(授業時数)

第 7 条 毎週の授業時数及び授業始終の時刻は、校長がこれを定める。

第 4 章 課程の終了

(卒業証書)

第 8 条 校長は高等学校の全日制の課程を終了した者に対しては、卒業証書(様式第 1 号)を授与する。

第 5 章 職員組織

(職員組織)

第 9 条 高等学校には、校長、教頭、教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

2 学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭及び指導教諭を置くことができる。

第 6 章 入学、退学、転学及び休学

(入学)

第 10 条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

第 11 条 入学は校長が許可する。

2 入学志願者の選抜は別に定めるところによる。

第 12 条 第 2 学年以上に入学許可される者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学願書)

第 13 条 入学志願者は、所定の入学願書(様式第 2 号に準ずる。)に入学選考料を添え、出身学校長を経て校長に願い出なければならない。

(誓約書)

第 14 条 入学の許可を受けた者は、10 日以内に保護者連署の上、誓約書(様式第 3 号)を校長に提出しなければならない。

2 前項に規定する保護者は、次の資格を有する者でなければならない。ただし、校長において不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(1) 本人の父母、兄弟、後見人又は縁故者

(2) 成年者で独立の生活を営む者

3 保護者を変更し、又は保護者の住所氏名等に変動があったときは、直ちに校長に届け出なければならない。

(退学及び転学の願い出)

第 15 条 生徒が退学又は転学をしようとするときは、その事由その他必要な事項を詳記し、保護者連署して校長に願い出なければならない。

(休学)

第 16 条 生徒が病気その他やむを得ない事由により 3 カ月以上引続いて出席し難いときは、期間を定め、医師の診断書又は詳細な事由書を添え、保護者連署して校長に休学を願い出ることができる。

2 休学の期間は 1 年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

第 17 条 休学中の者が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者連署して校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、病気休学の場合は、医師の診断書を添付するものとする。

第 7 章 授業料等の納期等

(納期等)

第 18 条 入学選考料、入学金、授業料、入学時施設費及び施設費(以下「授業料等」という。)の額及び納期は、次のとおりとする。

入学選考料 (出願時)	入学金 (入学時)	授業料 (年額)	入学時施設費 (入学時)	施設費 (年額)
15,000	50,000	240,000	120,000	120,000

その他必要な費用は別途定める。

- (1) 入学選考料 受験願書受け付けの日
- (2) 入学金及び入学時施設費 入学後 7 日以内
- (3) 授業料及び施設費 毎月 20 日まで

2 生徒の保護者は、生徒が前項の授業料等を納めない場合は、生徒に代って、これを納めなければならない。

3 学年の中途において入学又は退学する者は、入学の場合は入学の月から、退学の場合は退学の月まで授業料及び施設費を納めなければならない。

4 校長は、授業料及び施設費の滞納が 3 ヶ月以上にわたる者に対しては、その出席を停止することができる。

5 第 1 項の規定にかかわらず高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号)第 4 条及び第 17 条に規定する申請及び届出を行った者の授業料は、別の日を納期とすることができる。

6 授業料等は、必要に応じて減免することができる。減免の対象者、金額等は別に定める。

第 8 章 賞罰

(懲戒)

第 19 条 高等学校において行う懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第 20 条 前条の規定による退学は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

2 前項の規定により退学の処分を行ったときは、校長は速やかにその事由を具し、理事長に報告しなければならない。

第 9 章 補則

(施行細則)

第 21 条 この学則施行に関する細則は、校長がこれを定める。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 28 年度以前に入学した者の授業料等は以下の通りとする。ただし、その他必要な費用は同額とする。

区分	那珂川町内居住者	那珂川町外居住者
授業料	9,900 円	9,900 円
施設費	3,100 円	5,000 円

別表(第 2 条関係)

名称	課程	学科		募集定員	修業年限
福岡女子商業高等学校	全日制	商業系	総合ビジネス科	240 人	3 年
			情報ビジネス科		

別表(第 6 条関係)